

王寺ランナースクラブ会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当クラブは、王寺ランナースクラブ（略称「王寺 R.C.」）と称する。

(事務局)

第 2 条 当クラブの事務局は、会長宅に置く。

第 2 章 目的および活動

(目的)

第 3 条 当クラブは、会員がランニング等を共に楽しみながら、健康の増進と体力づくりを目指すとともに、併せてクラブ員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第 4 条 当クラブは、会員のための練習会、親睦会を行うほか、関係諸団体が実施する行事への参加と協力、その他目的達成に資する活動を行う。

(練習会)

第 5 条 当クラブが毎月行う練習会は、次の通りである。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 日曜練習会 | 7 月より 9 月の毎日曜日 午前 7 時より
10 月より 6 月の毎日曜日 午前 8 時より |
| (2) 水曜練習会 | 毎水曜日 午後 7 時 30 分より |
| (3) ウルトラ練習会 | 原則月 1 回 |
| (4) ウォーキング例会 | 原則月 1 回 |
| (5) エンジョイラン | 月 1 回（7 月・8 月除く） |
| (6) サイクリング | 1～2 ヶ月に 1 回程度（冬季を除く） |

第 3 章 会員および役員

(会員)

第 6 条 当クラブの会員は、当クラブの趣旨に賛同し、入会申込書を提出して、定められた会費を納入し、会長が入会を認めた者とする。

(役員)

第 7 条 当クラブに、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
役 員	若干名
会 計	1 名
会計監査	1 名
相 談 役	若干名

(役員を選任)

第 8 条 役員は総会において選任し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第9条 会長は当クラブを代表してその活動を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時にはその任務を代行する。

その他役員は分担して当クラブの活動を運営する。

会計は当クラブの会計事務を処理する。

会計監査は当クラブの会計全般を監督する。

相談役は当クラブの運営に関して、体験に基づく適切なアドバイスを行う。

第4章 総会および役員会

(総会)

第10条 定期総会は、年1回12月に、会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、その都度、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会では次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任
- (3) 活動計画及び予算
- (4) 活動報告及び決算
- (5) その他運営に関する重要な事項

(役員会)

第12条 定期役員会は、年2回5月、11月の最終日曜日に会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、その都度、臨時役員会を開催することができる。

(役員会の議決事項)

第13条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決定した活動計画の実施に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない活動の実施に関する事項

第5章 会計

(会費)

第14条 当クラブの会費は年額3000円とし、入会時および会計年度当初に一括納入する。ただし、

- (1) 学生の会費は年額1000円とし、高校生以下は会費を免除する。
- (2) 同一家族で会員が複数いる場合は、人数に関係なく会費の最高額は(一家族)年額4000円とする。
- (3) 7月1日以降の入会者の場合、その年の会費は半額とする。
- (4) その他、必要に応じて特別会費を徴収することができる。

(会費の運用)

第 15 条 総会で承認された予算に基づいて運用する。

1. 会員が当クラブ活動として、駅伝などに参加する場合、そのエントリー費用の半額を当クラブが負担する。
2. ウルトラ練習会とウォーキング例会に関し、下見等の準備活動に対して交通費実費を当クラブが負担する。
3. 当クラブ活動のために必要な資料作成のための実費をクラブが負担する。
4. 当クラブ活動において、会場へ移動する車の提供者には、他の参加者でその経費を分担する。
5. 予算以外の支出が発生した場合は、役員会の承認により支払う。

(会計年度)

第 16 条 当クラブの会計年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日までとする。

(特別表彰)

第 17 条 会員が他の会員に与えた貢献に対して、これを特別に表彰することがある。以下の基準に相当する対象者は役員会で選定し総会で表彰する。

- (1) クラブ運営に多大な貢献をした者。
- (2) 成長著しく、大会で特別な記録を残し、他の模範となる者。
- (3) その他、会員の多数がその功績を認められると思われる者。

第 6 章 補 則

第 18 条 当会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正できる。

第 19 条 当会則で定めるもののほか、必要な事項は役員会において決定するものとする。

第 20 条 当会則は、平成 29 年 12 月 18 日より施行する。

最終改正 令和 6 年 12 月 15 日